

<案>

特定帰還居住区域復興再生計画

福島県大熊町

令和 5 年 9 月

令和 6 年 2 月 改定

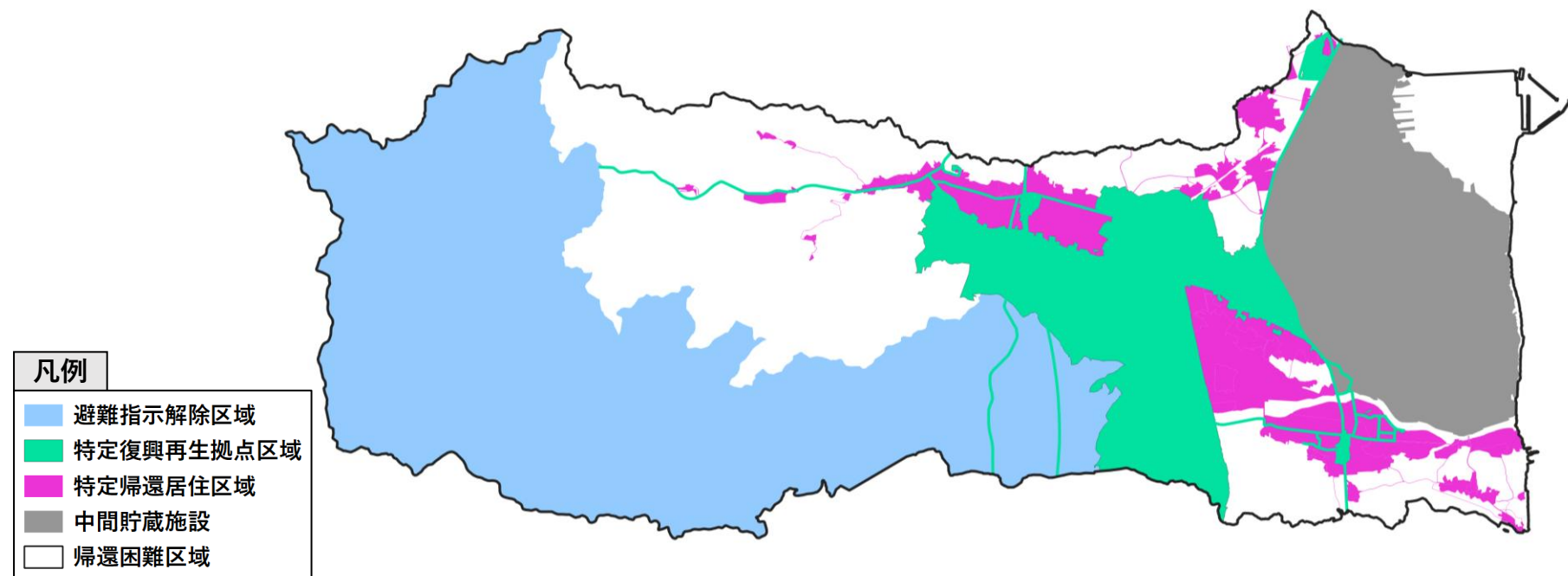
令和 8 年 月 改定

1. 特定帰還居住区域一区域の範囲

市町村名	福島県大熊町
区域	下野上1区、野上1区・2区、熊1区～3区、熊川区、町区、夫沢2区・3区の各一部

○特定帰還居住区域図（法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則）

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号



○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

<特定帰還居住区域に含まれる施設>

- ・県道391号（広野小高線）のうち熊川工区部分、町道東67号線から町道東63号線に至るバイパス、町道東31号線、町道東14号線等をはじめとする特定復興再生拠点区域や周辺の市町村等にアクセスするために必要な道路
 - ・特定帰還居住区域内のインフラ復旧・整備のために必要な施設（道路、河川、上下水道、電気・通信、農業水利施設等）
 - ・集会所、墓地、神社、消防施設等不特定多数の帰還する住民が日常生活を営むために必要となる施設
- ※なお、特定帰還居住区域には、特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設の区域を含まない。

<その他>

- ・土壌等の除染等の措置は、特定帰還居住区域の避難指示解除、安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

1. 特定帰還居住区域－区域の範囲

○特定帰還居住区域の状況

※関係規定：法第17条の9第1項

復興庁令第9条の2第1項第2号

<放射線量等>

・一部で20mSv/年を上回る箇所も存在するが、概ね20mSv/年以下まで空間線量が低下している。

<事故前後の状況>

・事故前は、各行政区においてコミュニティが形成されており、生活環境が確保されていた。事故後は、長期間にわたる避難指示の継続と立入り制限により、道路、上下水道等のインフラ復旧がいまだ十分ではないため、上記の施設等について復旧・整備等を進めていくことで、帰還する住民が安心して日常生活を送ることができる生活環境を整える。

<特定復興再生拠点区域との一体性>

・町内の特定復興再生拠点区域に接しているほか町道等でもつながっており、一体的に復興及び再生を図ることが可能である。

2. 計画の意義・目標

※関係規定：法第17条の9第2項第2号

・2020年代をかけて、帰還意向のある住民全員の特定帰還居住区域への帰還を実現し、もって町の復興及び再生を果たすことを目標とする。

3. 計画の期間

※関係規定：法第17条の9第2項第3号

・令和5年（2023年）9月29日～令和11年（2029年）12月31日

4. 特定帰還居住区域の整備等（事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

<特定帰還居住区域外とのアクセスの確保>

・避難指示解除済みの国道288号、県道251号（小良ヶ浜野上線）等の維持管理・修繕や、県道391号（広野小高線）のうち熊川工区部分、町道東67号線から町道東63号線に至るバイパス、町道東31号線、町道東14号線等の除染・整備により、特定復興再生拠点区域や周辺の市町村等へのアクセス道路を確保する。

<特定帰還居住区域内の整備の概要>

・除染・家屋解体を進め、道路、河川、電気・通信、上下水道等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
・集会所や消防施設等については、利用ニーズへの対応や効率的な運営を考慮し、住民のコミュニティ再生や安心・安全な暮らしの確保に寄与するものとなるよう再整備を進める。
・農業水利施設の復旧・整備等については、各地域における営農再開に向けた検討状況等に留意しつつ、関係者と協議の上、営農に必要な範囲での実施に向けて調整を進める。
・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供を目指し、関係者と調整を進める。
・インフラ整備と、土壌等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第1・2項

- ・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省 平成25年5月 第2版（平成30年3月追補））」に従って、特定帰還居住区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第3・4項

- ・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成25年3月 第2版）」に従って、特定帰還居住区域において国が認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行う。
- ・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないように対応する。

7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

<生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整を実施する。
- ・医療・介護については、大川原地区復興拠点に整備された診療所や今後福島県が下野上地区に整備を予定している中核的病院の活用、町内医療機関と他市町村にある医療機関、町内にある社会福祉法人等との連携を実施する。
- ・郵便及び宅配については、特定帰還居住区域の避難指示解除にあわせて郵便物や配達物を受け取ることができるよう、郵便局や事業者等との調整を実施する。
- ・地上デジタル放送の視聴及び携帯電話等の使用が可能となるよう、必要な難視・不感対策について関係機関との調整を実施する。
- ・防犯については、地域防犯パトロールや防犯灯等の設置に向けた調整を実施する。
- ・消防・防災については、防火水槽、消火栓、防災行政無線等の整備に向けた調整を実施する。

<その他（立入管理等）>

- ・認定後、空間線量率の状況等を踏まえ、必要に応じ帰還困難区域における立入規制の緩和を内閣府と協議する。